

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年10月2日(2024.10.2)

【公開番号】特開2024-114941(P2024-114941A)
 【公開日】令和6年8月23日(2024.8.23)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-158
 【出願番号】特願2024-105866(P2024-105866)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年9月24日(2024.9.24)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

20

遊技の結果として所定事象が発生した場合にそれに対応する情報の記憶が所定記憶手段に実行されるようにするための所定記憶処理を実行することで所定情報が前記所定記憶手段に記憶されるようにする所定記憶実行手段と、
予め定められた演算契機が発生する度に、前記所定情報を利用して、所定の期間における遊技の結果に対応する態様情報を演算する情報演算手段と、
前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報を演算結果記憶手段に順次記憶させる結果記憶実行手段と、
を備え、

30

前記結果記憶実行手段は、前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報のうち記憶対象となる前記態様情報が前記演算結果記憶手段に記憶された状態となるようにする手段を備え、
前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報のうち記憶対象ではない前記態様情報は前記演算結果記憶手段に記憶された状態とならない構成であり、
本遊技機は、
前記情報演算手段による前記態様情報の演算が完了した後に、前記所定記憶手段の前記所定情報が消去されるようにするための手段と、
前記演算結果記憶手段に記憶された前記態様情報に対応する内容を報知することが可能である報知手段と、
を備え、

40

遊技の進行制御が停止される特定の事象が発生した場合には前記所定記憶実行手段による前記所定記憶処理が実行されない構成であり、
動作電力の供給が停止された場合には前記報知手段における前記態様情報に対応する内容の報知が終了されるものの、動作電力の供給が再開された場合には動作電力の供給が停止される前における前記態様情報に対応する内容の報知が行われる構成であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0004

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ここで、上記例示等のような遊技機においては、遊技機の管理が好適に行われる必要がある、この点について未だ改良の余地がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

10

【0005】

本発明は、上記例示した事情等に鑑みてなされたものであり、遊技機の管理を好適に行うことが可能な遊技機を提供することを目的とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決すべく請求項1記載の発明は、遊技の結果として所定事象が発生した場合にそれに対応する情報の記憶が所定記憶手段に実行されるようにするための所定記憶処理を実行することで所定情報が前記所定記憶手段に記憶されるようにする所定記憶実行手段と、

20

予め定められた演算契機が発生する度に、前記所定情報を利用して、所定の期間における遊技の結果に対応する態様情報を演算する情報演算手段と、

前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報を演算結果記憶手段に順次記憶させる結果記憶実行手段と、

を備え、

前記結果記憶実行手段は、前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報のうち記憶対象となる前記態様情報が前記演算結果記憶手段に記憶された状態となるようにする手段を備え、

30

前記情報演算手段による演算により得られた前記態様情報のうち記憶対象ではない前記態様情報は前記演算結果記憶手段に記憶された状態とならない構成であり、

本遊技機は、

前記情報演算手段による前記態様情報の演算が完了した後に、前記所定記憶手段の前記所定情報が消去されるようにするための手段と、

前記演算結果記憶手段に記憶された前記態様情報に対応する内容を報知することが可能である報知手段と、

を備え、

遊技の進行制御が停止される特定の事象が発生した場合には前記所定記憶実行手段による前記所定記憶処理が実行されない構成であり、

40

動作電力の供給が停止された場合には前記報知手段における前記態様情報に対応する内容の報知が終了されるものの、動作電力の供給が再開された場合には動作電力の供給が停止される前における前記態様情報に対応する内容の報知が行われる構成であることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【 0 0 0 7 】

本発明によれば、遊技機の管理を好適に行うことが可能となる。

10

20

30

40

50